

平成 30 年度公共事業の評価に関する意見書

【 素 案 】

平成 年 月 日

京都市公共事業評価委員会

平成 年 月 日

京都市長 門川 大作 様

京都市公共事業評価委員会

委員長 戸田 圭一

平成30年度公共事業の評価に関する意見について

京都市公共事業評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成10年12月25日に設置された。本委員会は、平成10年度から平成29年度までの間に208事業に対して審議を行い、意見を述べた。

本年度は、平成30年12月13日までに、再評価の対象となった14事業と事後評価の対象となった2事業について、3回の審議を行い、本委員会の意見を下記のとおり取りまとめたので提出する。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考として評価を進めるとともに、公共事業の推進に当たっては、事業の効率性及び実施過程の透明性の向上並びに関係者の合意形成に一層努めるよう求めるものである。

記

1 本委員会における審議経過

本年度は、別紙1の14事業が再評価の対象となり、また、別紙2の2事業が事後評価の対象となった。

再評価の対象となった14事業のうち7事業については平成25年度に、下水道事業の5事業については平成20年度に再評価を行い、「事業継続」は妥当であると判断した事業であり、事業が継続中であることから、改めて再評価が行われた。

また、街路事業の2事業については、平成21年度に事業採択されてから10年が経って継続中であるため、再評価を行ったものである。

事後評価の対象となった2事業については、平成25年度に事業が完了したことから、事後評価が行われた。

本委員会は、京都市から各事業の内容や効果、対応方針（案）などの説明を受け、その妥当性について審議を行い、その結果を取りまとめた。

なお、平成26年度から平成28年度までに再評価を行い、現在も継続中である別紙3の12事業については、平成29年度までの実績等の報告を受け、事業進ちょくの確認を行った。

2 全体についての意見

再評価の対象となった14事業のうち、審議の結果、事業を継続することが妥当であると判断した13事業は、安心・安全で快適なまちづくりを進めるうえで、早期の完成が望まれる。

休止となった1事業については、災害に強いまちづくりに必要な事業であることから、条件が整い次第事業を再開できるよう、関係機関協議は継続していただきたい。

次に、事後評価の対象となった2事業については、事業効果が発現し、目的が達成されていることから、京都市の対応方針（案）のとおり、今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はないと判断した。

また、事業を進めるうえで実施した、市民協働の取組や環境・景観面での工夫などについては、より良い公共事業を推進するため、これまで以上に積極的な情報発信を行うべきである。

3 個別事業に対する意見

＜再評価＞

（1）街路事業 大津宇治線

本事業は、桃山石田線と連携した拡幅整備を行うことにより、生活道路への通過交通の流入を抑制するとともに、歩道整備により安全で快適な道路空間の確保を図るものである。

事業区間は、教育委員会、土木事務所及び警察署などにより構成される通学路安全推進部会において、交通安全対策（道路拡幅）を講じるべき箇所として位置づけられていることからも、事業の実施が必要であるため、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（2）街路事業 桃山石田線

本事業は、大津宇治線と連携した拡幅整備を行うことにより、生活道路への通過交通の流入を抑制するとともに、歩道整備により安全で快適な道路空間の確保を図るものである。

事業区間は、教育委員会、土木事務所及び警察署などにより構成される通学路安全推進部会において、交通安全対策（道路拡幅）を講じるべき箇所と

して位置づけられていることからも、事業の実施が必要であるため、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（3）道路事業 宮前橋改築

本事業は、国土交通省が一級河川桂川の大下津地区で実施している引堤事業により、延伸が必要となる宮前橋について、耐震性能向上及び歩道拡幅等の改築をあわせて実施するものである。

引堤事業とともに、市民のいのちと暮らしを守るために必要な事業であることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（4）河川事業 白川

本事業は、白川本川を改修するとともに、地下分水路を整備することで、地域の治水安全度の向上を図るものである。

白川の放流先である鴨川では、管理者である京都府による下流部の改修が進められているところであり、当面は放流先への負担を増加させる更なる改修を進めることが困難な状況である。

また、今出川分水路が完成した平成20年度以降は、浸水被害が発生しておらず、事業効果の発現がみられる。

本事業は災害に強いまちづくりを進めるために必要な事業であるが、上記の理由から、今後も鴨川の管理者である京都府との協議は継続し、条件が整い次第事業を再開するものとし、「事業休止」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（5）河川事業 西羽東師川支川

本事業は、近年の急速な市街化の進行により、流域の雨水流出量が増加傾向にある西羽東師支川を改修し、流域の治水安全度の向上を図るものである。

本河川は豪雨時に河川からの溢水があり、特に流域上流部において、頻繁に浸水被害が発生している状態である。加えて、外環状線以南の全ての用地買収が完了するなど、地元からも事業の理解と協力が得られていることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

（6）土地区画整理事業 伏見西部第三地区

本事業は、南部地域開発の一環として都市計画決定された伏見西部地区の中間部において、隣接する土地区画整理事業地区と一体的に、油小路通をは

じめとする都市計画道路や水路、公園等の公共施設の整備改善を図ることにより、健全なまちづくりを行うものである。

油小路通等の都市計画道路はすべて完成し、平成29年度末までに97.9%の仮換地指定を行い、道路整備延長率も91.0%に達しているなど、事業の最終段階に差し掛かっている。

また、宅地化率が82.7%に進捗し、土地利用が進むなど事業効果が発現している中、地権者からも早期の事業完了を強く求められている状況であることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

(7) 土地区画整理事業 伏見西部第四地区

本事業は、南部地域開発の一環として都市計画決定された伏見西部地区の中間部において、隣接する土地区画整理事業地区と一体的に、外環状線をはじめとする都市計画道路や水路、公園等の公共施設の整備改善を図ることにより、健全なまちづくりを行うものである。

京都守口線東側区域においては、約90%の道路整備が完了するなど、地区全体の宅地化率も75.7%まで進捗し、土地利用が進んでいる。

今後も地元から早期移転の実現を望まれている横大路小学校をはじめとする文教施設の早期移転に向けて、事業進捗を図る必要があることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

(8) 住宅地区改良事業 崇仁北部第三地区

(9) 住宅地区改良事業 崇仁北部第四地区

両事業は、地区内の不良住宅の除却、改良住宅等の建設、道路や公園等の整備を行うことにより、住環境の改善を図るものである。

崇仁北部第三地区については、不良住宅が密集する状況をほぼ解消し、住宅建設も完了している。しかし、道路整備が完了しておらず、防災面などで本事業の効果を十分に發揮するためにも、残す道路整備を進め、事業を継続する必要がある。

崇仁北部第四地区については、多くの不良住宅が残るもの、平成27年度に竣工した同地区最後の改良住宅への入居及び土地区画整理事業との合併施行の推進により早期の事業完了が見込める状況である。

以上の理由のほか、京都市立芸術大学の移転と京都駅近くという立地条件の良さから、「文化芸術」や「若者」を新たな基軸とした地域活性化や様々

な人が心豊かに住み続けられるまちづくりが期待できることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

(10) 下水道事業 下水高度処理施設整備事業

本事業は、大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画に基づき、閉鎖性水域である大阪湾における、富栄養化による水質悪化の改善を図るため、既存の処理施設の改築更新に併せて計画的に高度処理化を推進するものである。

淀川及び大阪湾における水質改善の推進には流域の各自治体が連携して取り組む必要があることから、京都市にも積極的な取り組みが求められている。

下水の高度処理は、水質改善の方策として有効な手段であり、着実に推進する必要があることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

(11) 下水道事業 合流式下水道改善対策事業 鳥羽処理区

(12) 下水道事業 合流式下水道改善対策事業 伏見処理区

両事業は、降雨初期の汚水の混じった雨水を貯留し、降雨終了後に処理ができるよう貯留幹線や滯水池の整備などを行うことにより、河川へ流出する汚濁量を分流式下水道と同程度に削減して水環境の改善を図るものである。

下水道法施行令において、平成35年度までに合流式下水道の改善対策を完了することが義務づけられており、早急に公共用水域の水環境保全を図る必要があることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

(13) 下水道事業 浸水対策事業 新川排水区

本事業は、市街化の進行に伴う雨水流出量の増加に対し、河川や排水路の能力が不足していることから浸水被害が発生しており、その対策として排水路の改修や雨水幹線、雨水調整池を整備するものである。

近年増加している局地的豪雨への対応の必要性が高まっており、浸水被害を解消し、より安全で安心な都市環境を実現するには、下水道による浸水対策を着実に推進することが重要であることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

(14) 下水道事業 浸水対策事業 西羽束師川第2排水区

本事業は、市街化の進行に伴う雨水流出量の増加に対し、河川や排水路の能力が不足していることから浸水被害が発生しており、その対策として排水路の改修や新設を進めるものである。

近年増加している局地的豪雨への対応の必要性が高まっており、浸水被害を解消し、より安全で安心な都市環境を実現するには、下水道による浸水対策を着実に推進することが重要であることから、「事業継続」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

<事後評価>

(1) 街路事業 西小路通

本事業は、四条通・三条通・御池通・丸太町通の東西主要幹線道路を結ぶ幹線道路として、道路交通の円滑化と地域住民の生活環境の向上を図るものである。

本事業によって、交通渋滞の緩和と地域の活性化に寄与するなど、事業による効果が発現していることから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

(2) 道路事業 小川通（小川工区）

本事業は、隣接する普通河川小川の廃川敷地を一体的に活用し、道路拡幅及び歩道整備を行うことにより、地域交通の安全確保と市街地における土地の有効活用を図るものである。

本事業によって、歩行者及び車両等の安全で円滑な交通が確保されたことや違法駐車が問題となっていた廃川敷地を公有地として適切な管理が行えることなど、事業による効果が発現していることから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」という京都市の対応方針（案）は妥当であると判断した。

平成30年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後5年間（下水道事業については10年間）を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	備考
街路事業	1	大津宇治線	延長 L=396m 幅員 W=16.0m	H21	②	10	—
	2	桃山石田線	延長 L=364m 幅員 W=16.0m	H21	②	10	—
道路事業	3	宮前橋改築	延長 L=640m 幅員 W=15.0～18.5m	H21	③	10	平成25年度再評価実施
河川事業	4	白川	延長 L=4,920m 幅員 W=5.00～12.25m	S61	③	33	平成25年度再評価実施
	5	西羽束師川支川	延長 L=2,000m 幅員 W=17.4m	S61	③	33	平成25年度再評価実施
土地区画整理事業	6	伏見西部第三地区	面積 A=104.5ha	S59	③	35	平成25年度再評価実施
	7	伏見西部第四地区	面積 A=116.7ha	S62	③	32	平成25年度再評価実施
住宅地区改良事業	8	崇仁北部第三地区	面積 A=2.73ha	S58	③	36	平成25年度再評価実施
	9	崇仁北部第四地区	面積 A=6.80ha	S60	③	34	平成25年度再評価実施

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	備考
下水道事業	10	下水高度処理施設整備事業	面積A=13,000ha 処理能力 126.5万m ³ /日	H2	③	29	平成20年度再評価実施
	11	合流式下水道改善対策事業 鳥羽処理区	面積A=5,254ha	S61	③	33	平成20年度再評価実施
	12	合流式下水道改善対策事業 伏見処理区	面積A=815ha	H7	③	24	平成20年度再評価実施
	13	浸水対策事業 新川排水区	面積A=143ha	S61	③	33	平成20年度再評価実施
	14	浸水対策事業 西羽束師川第2排水区	面積A=97ha	H8	③	23	平成20年度再評価実施

平成30年度 事後評価対象事業一覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後7年以内）の事業
 ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	備考
街路事業	1	西小路通	延長 L=360m 幅員 W=11.0m	H4	①	H25	平成23年度 再評価実施
道路事業	2	小川通（小川工区）	延長 L=270m 幅員 W=9.5～11.5m	S55	①	H25	平成22年度 再評価実施

平成30年度 フォローアップ対象事業一覧

再評価実施年度	種別	番号	事業名	進捗率(%)		備考
				H30.3	再評価時 (前回フォロー アップ時)	
平成28年度	街路事業	1	鴨川東岸線 (第二工区)	90.7	83.8	
		2	一般国道162号 (栗尾バイパス)	86.7	86.7	
	道路事業	3	京都広河原美山線 (二ノ瀬バイパス)	84.4	84.4	
		4	七瀬川	92.5	92.1	①進ちょく状況
	河川事業	5	三条鴨東地区	79.8	77.8	
平成27年度	街路事業	1	山陰街道	11.2	10.9	①進ちょく状況
	土地区画整理事業	2	上鳥羽南部地区	98.2	96.4	
		3	伏見西部第五地区	15.6	10.3	
平成26年度	道路事業	1	一般国道162号 (川東拡幅)	44.9	45.1 (44.9)	①進ちょく状況
		2	一般国道477号 (大布施拡幅)	67.3	67.3	
	河川事業	3	旧安祥寺川	93.7	54.2 (84.8)	
		4	新川	80.5	69.3 (74.2)	

(参考 フォローアップ対象事業の報告方法について)

フォローアップ対象事業の委員会への報告方法については、調書の配布により実施する。ただし、以下の選定基準に該当する場合においては、調書の配布と併せ、委員会において説明を行う。

〈選定基準〉

① 進ちょく状況

- ・ 完了した事業
- ・ 再評価時点※から 10 %以上進ちょくした事業
- ・ 再評価時点※からの進ちょくが 5 %未満の事業。ただし、その主な理由が本市の財政状況であるものや、計画通りの進ちょくであるものを除く

② 事業計画の変更

- ・ 再評価時点※から事業完了年度、全体事業費又は事業規模に大幅な変更が生じた事業

③ 事業を取巻く状況の変化

- ・ 事業進ちょく上の課題が解決した事業（土地収用法の適用など）
- ・ 関連事業に大きな計画変更などがあった事業

④ 再評価における意見・指摘

- ・ 再評価時の意見・指摘（事業計画の変更が必要など）について対応を行った事業

⑤ その他

- ・ 委員長が必要とした事業

※ 平成 28 年度以降に、委員会において説明を行った事業は、以降、再評価時点をフォローアップ説明時点に読み替える。